定款

平成25年7月10日設立 令和6年6月27日 改訂

株式会社コンヴァノ

株式会社コンヴァノ 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社コンヴァノと称し、英語では Convano Inc.と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 美容サロンの運営及びフランチャイズ事業
 - (2) 飲食店の運営及びフランチャイズ事業
 - (3) 美容用品店及び食品小売店の運営及びフランチャイズ事業
 - (4) ネイルスクールの運営及びフランチャイズ事業
 - (5) ビジネススクールの運営及びフランチャイズ事業
 - (6) 各種検定試験の実施、管理及び販売
 - (7) 商品開発及び製造、販売
 - (8) 機械器具の製造、加工、輸入及び販売
 - (9) 化粧品の輸入及び販売
 - (10) 雑貨の製造、加工及び販売
 - (11) 資材、商品の管理業務並びに商品の梱包及び発送の代行業務
 - (12) プロダクトデザイン、DTPデザインの企画、制作及び販売
 - (13) WEBサイトデザインの企画、制作及びマーケティング事業
 - (14) メディアコンテンツの企画、デザイン及び制作
 - (15) 広告業並びに広告デザイン業
 - (16) 広告代理店業
 - (17) サンプリング、デモンストレーション等の販売促進業務の請負
 - (18) コンピューターシステムの開発
 - (19) インターネットのネットワークを利用した各種システムの設計、開発、運用及保守
 - (20) インターネットホームページの企画立案、開発、制作、管理及び運営
 - (21) インターネットホームページ上の店舗の商品販売、申込、取次等の運営代行及びコンサルテーション
 - (22) インターネットを利用した通信販売業務
 - (23) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
 - (24) 古物販売業
 - (25) 請負業
 - (26) 有料職業紹介業

- (27) 一般労働者派遣業
- (28) 特定労働者派遣業
- (29) 社員教育研修請負業
- (30) 各種イベントの企画運営
- (31) ベンチャー企業への投資及び出資
- (32) 経営コンサルテーション及び開業支援
- (33) 有価証券の保有及び運用
- (34) 不動産の売買、賃貸、管理及びその斡旋並びに仲介に関する業
- (35) 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子 公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,547,240株とする。

単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を 行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予 約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締 役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について 電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない ものとする。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項 は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

附則

(取締役の任期に関する経過措置)

第1条 定款第21条の規定にかかわらず令和5年6月28日開催の第10回(10期)定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。

- 2 定款第 21 条の規定にかかわらず令和5年 10 月 12 日開催の臨時株主総会において選任 された取締役の任期は、令和7年6月開催の第 12 回(12 期)定時株主総会終結の時までとする。
- 3 定款第21条の規定にかかわらず令和6年2月7日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、令和7年6月開催の第12回(12期)定時株主総会終結の時までとする。
 - 4 本条は、前項の期日経過後これを削除する。
- 2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任 期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと みなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役の選定)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

以上